

## 燃えるごみ (指定袋に入れてごみステーションへ出してください。)

台所(家の中)から出る食べ残しや料理くず、木くず、布、革などが対象です。※営業(事業)ごみは出せません。

料理くず、食べ残し、果物の皮、茶殻、貝殻、皮革製品、写真、カーボン紙、感熱紙、特殊加工された紙、衣類、布類、スポンジ類、おもちゃ、CD、DVD、カセットテープ、ぬいぐるみ、草木類、木くず、紙おむつ、発泡スチロール、紙コップ、紙皿、紙製のヨーグルト容器など



直径5cm未満  
長さ30cm未満

- 1) 必ず「燃えるごみ」の指定袋に入れて出してください。
- 2) 台所の生ごみは十分に水分を切ってから出してください。
- 3) 食用油は紙などにしみ込ませるか、凝固剤で固めて出してください。
- 4) 1回に出せる量は45ℓ以下(指定ごみ袋大1袋分)で、かつ20kg以下で出すようご協力願います。多量に出す場合は「自己搬入」してください。(P.8参照)
- 5) 植木・草木などは直径5cm未満、長さ30cm未満に切って、直径30cm以内に束ねて出してください。(束にして出す場合、指定袋は不要です。)
- 6) 一番長い部分の長さがおおむね30cmを超えるものは「粗大ごみ」に出してください。(P.10参照)
- 7) ポリタンクは、中身を空にし、乾燥させて指定袋に入れて出してください。

**指定袋以外は収集しません。**

## 燃えないごみ 大和町(中身が確認できる容器などに入れてごみステーションへ) 大郷町・大衡村(指定コンテナへ)

複数の素材が組み合わされた物と、陶器、化粧びん、ガラス製品、金属類が対象です。

耐熱ガラス、板ガラス、ガラス食器など、鏡、瀬戸物、素焼植木鉢、化粧びん類、カミソリ類、工具類、包丁、ラジカセ、一口コンロ、ドライヤー、炊飯ジャー、傘、なべ、釜、フライパン、針金、ポット、漬け物石(人工石)、ヘルメットなど



- 1) 油缶・塗料缶・オイル缶などは中身を取り出してから出してください。(油・塗料などは布などにしみ込ませて「燃えるごみ」に出してください。)
- 2) 汚れの落ちない缶やびんなどは「燃えないごみ」として出してください。
- 3) 割れたびんは「燃えないごみ」として出してください。
- 4) 包丁は刃の部分を厚紙で巻くなどして出してください。(ごみ収集員が取り扱いやすいように出してください。)
- 5) **乾電池・ガスボンベ・蛍光灯・充電式小型家電は「有害ごみ」に出してください。**
- 6) 一番長い部分の長さがおおむね30cmを超えるものは「粗大ごみ」に出してください。(P.10参照)

**肥料袋などに入れて出さないでください。**